

「子供の居場所」づくりに対する財政支援の一覧 [近畿地方] (令和3年4月現在)

は新規施策

< 三重県 >

施策名・予算額	支援対象(支援を受けられる方)	支援の概要(趣旨、補助率等)	担当課・連絡先(詳細はこちらへ)
地域支え愛推進・継続事業補助金 (R3年度予算額 8,000千円)	・子ども食堂や飲食店、フードバンクなど食材や食事を提供する団体 ・生活困窮となった世帯の子ども向け学習支援や地域との交流事業等を実施する団体	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、NPO法人等民間団体が子ども子育て世帯に対する居場所づくりや生活困窮となった世帯等に対する支援を継続して実施していけるように支援する。(補助率10/10)	三重県 子育て支援課子育て家庭支援班 TEL 059-224-2271
いなべ市生活困窮世帯等学習支援事業 (R3年度予算額 2,734千円)	NPO法人	ひとり親世帯、就学援助金受給世帯、生活保護世帯、生活困窮世帯の児童に対し、訪問型または拠点型の学習支援や進路相談、保護者の相談を行う。NPO法人に委託し、事業の実施に必要な経費(講師料、施設使用料等)を委託料として支払う。	いなべ市 社会福祉課 TEL 0594-86-7816
子どもと若者の居場所づくり事業 (R3年度予算額 4,560千円)	市内一般法人、NPO法人等で子どもと若者の居場所づくり事業を行うもの	青少年健全育成・非行防止活動の一環として、中学・高校生の居場所を求める青少年を対象に、異年齢の人との交流や、相談に対応するなどの子どもと若者の居場所づくり事業をNPO法人等に委託。	四日市市 こども未来課青少年育成室 TEL 059-354-8247
鈴鹿市まちづくり応援補助金 (R3年度予算額 2,200千円)	公益活動を行うことを主たる目的とし、本市又は地域の課題解決のために活動している又は活動しようとしているNPO、ボランティア団体及び地域づくり活動団体で、応募の要件を満たし、審査会にて採択された団体。	(1)ふみだそうコース(5万円) 補助率 10/10以内 (2)ひろげようコース(10～15万円程度のうち、審査によって決定) 補助率 10/10以内 (3)つながろうコース(15～20万円程度のうち、審査によって決定) 補助率 10/10以内 (4)さかせようコース(15～20万円程度のうち、審査によって決定) 補助率 10/10以内 「子どもの居場所」づくりに限定したものではありません。	鈴鹿市 地域振興部地域協働課 TEL 059-382-8695
長期休暇子どもの居場所事業 (R3年度予算額 4,400千円)	社会福祉法人	夏休み等の長期休暇に併せて、「子どもの居場所」を開催し、就労等により保護者がいない小学生の受け入れの事業を実施。事業実施に必要な経費を委託料として支払う。	亀山市 健康福祉部子ども未来課子育てサポートグループ TEL 0595-96-8822
亀山みんなの食堂事業 (R3年度予算額 500千円)	市民活動団体	・食を通して人と人、人と地域社会がつながりうること、孤食、貧困、食生活などの課題解決に取り組むことを目的としている。 ・令和3年度共同募金配分事業より配分。	亀山市 社会福祉協議会地域福祉係 TEL 0595-82-7985
学習支援「みらいじゅく」 (R3年度予算額 60千円)	市民活動団体	・外国籍児童・生徒の学習支援及び生活相談を行う。	亀山市 社会福祉協議会地域福祉係 TEL 0595-82-7985

<p>津市市民活動推進事業交付金 (R3年度予算額 1,100千円)</p>	<p>地域の問題解決のために公益的な活動に取り組んでいる団体やこれから取り組もうとしている団体で応募団体の要件を満たし、公開プレゼンテーションによる選考で提案事業が採択された団体。</p> <p>【応募団体の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設立後1年を経過していない市民活動団体。 (市民活動団体設立等支援交付金のみ) ・構成員が5人以上で構成され、津市内に主な活動拠点があり、自主的な公益活動をしている市民活動団体。 ・団体の設立目的、組織、運営に関する規約、会則等を定めており、適切な会計処理が行われていること。 	<p>地域の課題解決のために行う特定非営利活動促進法第2条別表のうち、1から18に掲げる活動経費の一部を支援。支援を受けるには、公開プレゼンテーションによる選考で提案事業が採択される必要と、採択された場合、公開による事業報告が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民活動団体設立等支援交付金(上限10万円)補助率 交付対象経費の1/2 ・市民活動推進事業交付金(上限20万円)補助率 交付対象経費の1/2 <p>地域の課題解決に向けた事業であるが、対象に「子供の居場所づくり」が含まれる。</p>	<p>津市 市民部地域連携課 対話連携担当 TEL 059-229-3110</p>
<p>子ども条例推進事業 (R3年度予算額 130千円)</p>	<p>MIK(マイク)運動推進委員会</p>	<p>名張市子ども条例に基づく子ども会議(ばりっ子会議)の運営を委託する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名張市内の小中学校から会議への参加者を募り、年間8回程度会議を開催する。 ・子どもたちが発案する名張市に望むことについて、「市政への提言」として、市長へ提言書を提出する。 ・子どもたちで運営するばりっ子モール(お店屋さんごっこ)の準備運営 ・ばりっ子会議参加者が、家庭や学校の友人関係と異なる関係を結ぶことができ、学校・家庭は異なる第3の居場所としての側面がある。 ・ばりっ子会議は、平成21年度から開催。平成22年度からMIK(マイク)運動推進委員会に委託し事業継続中。 	<p>名張市 福祉子ども部子ども家庭室 TEL 0595-63-7594</p>
<p>ひとり親家庭学習支援ボランティア事業 (R3年度予算額 3,000千円)</p>	<p>名張地区まちづくり協議会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭の子どもに対し、放課後児童クラブ等の終了後に、基本的な生活習慣の習得、学習支援や食事の提供等を行い、ひとり親家庭の子どもの生活の向上を図る。 ・学習に参加することで、学習を支援するボランティアや参加者同士等、家庭や学校の友人関係と異なる関係を結ぶことができ、学校・家庭とは異なる第3の居場所としての側面がある。 ・平成27年度から事業継続中 ・補助率は、対象経費の実支出額の3/4、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を目的とするものについては10/10 	<p>名張市 福祉子ども部子ども家庭室 TEL 0595-63-7594</p>

<滋賀県>

施策名・予算額	支援対象(支援を受けられる方)	支援の概要(趣旨、補助率等)	担当課・連絡先(詳細はこちらへ)
農業で地域の子どもを応援しようプロジェクト (R3年度予算額 6,525千円)	県社会福祉協議会、農業関係団体	子どもを真ん中において地域づくりの推進を図るため、次の事業に必要な経費を補助する。 子ども食堂に集う者と農業関係者をつなぐための仕組みづくりに要する経費 子ども食堂をはじめとした子ども関係団体等の農業体験や地場産農産物による伝統料理の提供などに取り組む農業関係団体等に対し、その事業に要する経費	滋賀県 健康医療福祉部子ども・青少年局 TEL 077-528-3561
滋賀ならではの子ども食堂地域インフラ化推進事業 (R3年度予算額 3,650千円)	県社会福祉協議会	滋賀の特徴を生かした取組を子ども食堂で展開するためコーディネーターを設置し、子ども食堂の拡充を図る。	滋賀県 健康医療福祉部子ども・青少年局 TEL 077-528-3561
いい場所づくり事業 (R3年度予算額 656千円)	NPO法人、ボランティア団体等 市社会福祉協議会の助成事業の対象	地域の子どもたちの食事や学びのできる居場所を定期的に開設した場合に、市社会福祉協議会を通じて必要経費の1/2を助成する。 市社会福祉協議会が実施している助成事業にかかる原資について市が補助。(市負担 市協補助基準額の1/2)	彦根市 子ども未来部子ども・若者課 TEL 0749-49-2251
若者サロン運営事業 (R3年度予算額 2,271千円)	彦根市が認めた法人等	社会生活を円滑に営む上で困難のある子ども・若者が自分のペースで社会へ踏み出せるよう、支援する場所の運営を委託実施する。	彦根市 子ども未来部子ども・若者課 TEL 0749-49-2251
守山市市民提案型まちづくり支援事業 (R3年度予算額 2,500千円の内数)	市内で市民公益活動を実施する市民公益活動団体(ボランティア団体、NPOなど)	市民公益活動団体が自主的・自発的に取り組むまちづくり活動を支援するもので、応募団体からのまちづくり活動の提案を審査し、採択するものに対して、その活動に必要な経費の一部を助成するもの。 (1)きっかけづくり事業(上限15万円) 補助率 10/10 (2)ステップアップ事業(上限15万円) 補助率 1/2 (3)自立事業化前提型事業(上限50万円)補助率 10/10 「子供の居場所」づくりに限定したものではなく、市民提案による事業が対象	守山市 環境生活部市民協働課 TEL 077-582-1148
守山市子ども食堂等開催事業費補助金 (R3年度予算額 1,000千円)	市内で子ども食堂、ひとり親カフェなどのコミュニティカフェまたは学習支援等子どもの居場所づくり(食事の提供の有無は問わない。)の運営を担う団体のうち、 (1)7月から9月までの間に事業を実施する団体 (2)新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対策を行う団体	市民団体による子どもたちの居場所づくりや見守りを目的とした子ども食堂等に、コロナ禍においても子どもたちが安心して利用できるようなするための経費を補助する。 ・7月から9月までに1回開催 3万円、2回以上実施する場合に1回につき1万円を加算、上限5万円。(補助率 10/10)	守山市 子育て応援室 TEL 077-582-1159
栗東市市民社会貢献活動促進基金(元気創造まちづくり)補助金事業 (R3年度予算額 1,550千円)	市民、市内を拠点とした地域コミュニティ団体や市民公益活動団体	広く市民やまちのためになるオープンな活動。福祉、教育、まちづくり、文化、スポーツ、環境保全など、幅広い分野の事業が対象。 助成対象経費の3/4以内(上限 200,000 円) 助成対象事業は、主に栗東市内で行うことを条件とする。 助成終了後も継続して活動いただけることを前提とする。	栗東市 自治振興課 TEL 077-551-0290

<p>未来へつなぐ市民活動応援事業 補助金事業 (R3年度予算額 2,300千円)</p>	<p>市民、市内を拠点とした地域コミュニティ団体や市民公益活動団体</p>	<p>地域活性化や地域課題解決を目的に市民活動団体が自主的に取り組む事業への支援をする観点で、「ふるさとリットう応援寄附」(ふるさと納税)を通じて、市内外の人から応援してもらえる仕組み。 本事業では、市が市民活動団体を募集し、応募された団体の事業について、公益性など支援すべき内容かどうかなど、外部委員会により審査を行った上で、団体登録を行う。 補助金の額は、当該支援希望団体を指定して寄附された金額(以下「寄附額」という。)から事務費を差し引いた額に相当する額の範囲内で、市が必要な予算措置を行った額が上限。また、事務費は、寄附額の2/10とし、寄附者に寄附金にかかる返礼品を交付する場合はさらに寄附額の3/10を加算した額。 市民活動団体は、応援が受けられるよう活動PRを行い、寄附の活用先として選ばれることで、市から補助を受け、事業の継続的な実施につなげることができる。</p>	<p>栗東市 自治振興課 TEL 077-551-0290</p>
<p>湖南省地域活性化推進事業交付金 (R3年度予算額 3,500千円の内数)</p>	<p>湖南省の地域まちづくり協議会</p>	<p>地域課題の解決を目的とし、自ら選択して実施する事業に対して、交付金を交付する。 事業名 子育て事業(子ども育成事業) 事業詳細 地域の小学生や中学生を集め、食育を通じて高齢者などとの多世代間交流を図る子ども教室等</p>	<p>湖南省 福祉政策課 TEL 0748-71-2370 から担当部署へ繋ぐ。</p>
<p>米原市地域お茶の間創造事業費補助金 (R3年度予算額 2,000千円)</p>	<p>市内に活動拠点がある団体(自治会等)</p>	<p>子どもから高齢者までの多世代にわたる、地域の居場所づくりや見守りを行う団体に対し、その活動に必要な経費の一部を助成する。 (事業別に補助限度額あり。補助率 交付対象経費の10/10以内)</p>	<p>米原市 くらし支援部福祉政策課 TEL 0749-53-5121</p>
<p>米原市地域創造支援事業補助金 (R3年度予算額 4,389千円)</p>	<p>市内在住・在勤・在学者5人以上で構成し、市内に活動拠点があり、その活動が主に市内で行われている団体</p>	<p>新たに団体を設立し、継続性のあるまちづくり活動を始める事業(スタート事業)に対し、その活動に必要な経費の一部を助成する。 (上限額20万円、補助率 交付対象経費の4/5以内) 市内で主に活動する団体が、魅力ある地域づくりの推進に取り組む事業(チャレンジ事業)に対し、その活動に必要な経費の一部を助成する。 (上限額75万円、補助率 交付対象経費の2/3以内)</p>	<p>米原市 市民部自治協働課 TEL 0749-53-5111</p>
<p>まいばら協働提案事業補助金 (R3年度予算額 1,750千円)</p>	<p>提案者の要件を満たし、公開プレゼンテーションによる選考で提案事業が採択された団体。 【提案者の要件】 ・市内において市民活動を行い、構成する会員が5人以上であること。 ・団体の運営に関する規約等があること。 ・予算や決算の事務が適正に行われている、または行われる見込みがあること。</p>	<p>市民活動を行う団体や企業が市と協働で行う活動に要する経費の一部を助成する。 (上限額100万円、補助率 交付対象経費の10/10以内)</p>	<p>米原市 市民部自治協働課 TEL 0749-53-5111</p>

<京都府>

施策名・予算額	支援対象(支援を受けられる方)	支援の概要(趣旨、補助率等)	担当課・連絡先(詳細はこちらへ)
<p>きょうとこどもの城づくり事業(きょうと子ども食堂) (R3年度予算額 23,480千円)</p>	<p>法人及び任意団体(財団法人、NPO法人、自治会、協議会等)</p>	<p>様々な課題(生活困窮世帯・ひとり親家庭等)を抱える子どもと同伴するその保護者が気軽に利用できるよう、無償又は低廉な価格で食事の提供等を行う食堂の開設・運営を支援する。 <運営費支援> ・補助率 2/3 ・補助額 1万1千円×実施日数(上限150日)、又は実際にかかった経費の2/3のいずれか低い額 <開設費支援> ・補助率 2/3 ・補助額 20万円又は実際にかかった経費の2/3のいずれか低い額</p>	<p>京都府 健康福祉部家庭支援課ひとり親家庭支援係 TEL 075-414-4585</p>
<p>京都市子どもの居場所づくり支援事業補助金 (R3年度予算額 1,000千円)</p>	<p>京都市内に本拠地のある任意団体(法人格の有無は不問)</p>	<p>以下のいずれかに該当する事業の開設に係る初期費用の総額2/3以内(上限10万円)を補助する。 食事を提供する事業を含む子どもの居場所づくり 学習習慣の定着や基礎的な学力向上等のために、自主学習を支援する事業を含む子どもの居場所づくり 上記のほか、子どもへの生活支援や社会体験の取組など、趣旨に合致する事業を含む子どもの居場所づくりとして京都市が認めるもの</p>	<p>京都市 子ども若者はくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課貧困家庭の子ども対策担当 TEL 075-746-7625</p>
<p>京田辺市ええまちつくり事業補助金 (R3年度予算額 1,200千円)</p>	<p>市民、学生などで構成される市民活動団体</p>	<p>京田辺市において多様化する課題の解決つなげる事業で不特定多数の者の利益の増進に寄与する活動 補助金10万円以下 補助率1/2から4/5</p>	<p>京田辺市 市民部市民参画課 TEL 0774-64-1314</p>
<p>長岡京市市民活動応援補助金(市民提案型協働事業コース・スタートアップコース) (R3年度予算額 上記2コース合せて1,300千円)</p>	<p>非営利で市民公益活動を継続的に推進するNPO法人、任意団体、ボランティアグループ、実行委員会、自治会、町内会、子供会など市民活動団体などへ向け、団体活動の自立及び活性化、市民活動の拡充並びに市民活動に対する市民理解の増進を図るための取組や、市と協働で実施する事業を支援する。</p>	<p>市民提案型協働事業コース 市の総合計画の柱(例 とも分野)に沿った事業。 同一事業に対して3回(3年)まで。上限額30万円 (補助率1年目 3/4以内、2年目 2/3以内、3年目 1/2以内) スタートアップコース 団体設立から3年以内に限定。同一事業に対して3回(3年)まで。 上限額5万円(補助率 10/10以内)</p>	<p>長岡京市 市民協働部自治振興室 TEL 075-955-3164</p>
<p>民間社会福祉活動助成金 (R3年度予算額 2,000千円)</p>	<p>非営利で、福祉ボランティア活動等の民間社会福祉活動を行う法人、団体、任意のグループ等又は市内で主たる活動を行っている団体</p>	<p>子どもの健全育成の推進、子育て家庭の交流機会の創出など子ども福祉に取り組む団体に対して、助成対象経費の1/2以内の補助を行う(上限額は30万円)。</p>	<p>長岡京市 健康福祉部社会福祉課 TEL 075-955-9516</p>
<p>与謝野町地域キッズステーション運営事業 (R3年度予算額 1,200千円)</p>	<p>社団法人、NPO法人、自治区、地域ボランティアグループ</p>	<p>対象:地域の小学生 概要:次の事業を実施する団体に対し、補助金を交付する。(1か所当たり60万円限度) 居場所づくり事業 遊び場・学習の場づくり事業 自主性、社会性及び創造性の向上に資する事業 子ども同士の交流を促進する事業 子どもと地域住民との交流を促進する事業</p>	<p>与謝野町 子育て応援課こども応援係 TEL 0772-43-9024</p>

<p>与謝野町生活困窮世帯等に属する子どもの学習支援・生活支援事業(生活困窮家庭学習支援事業) (R3年度予算額 1,440千円)</p>	<p>NPO法人</p>	<p>生活保護受給世帯及び生活困窮世帯等の小学生・高校生の学習・生活支援を居場所型もしくは家庭訪問型で実施。(中学生は京都府事業該当)。 単価 3千円/1H</p>	<p>与謝野町 福祉課社会福祉係 TEL 0772-43-9021</p>
<p>湯浅町補助金(湯浅町母子福祉連合会活動費) (R3年度予算額 345千円)</p>	<p>母子福祉連合会</p>	<p>子ども食堂を運営している母子福祉連合会の活動に必要な経費を交付している。</p>	<p>湯浅町 健康推進課 TEL 0737-65-3006</p>

<大阪府>

施策名・予算額	支援対象(支援を受けられる方)	支援の概要(趣旨、補助率等)	担当課・連絡先(詳細はこちらへ)
大阪府新子育て支援交付金(優先配分枠事業) (R3年度予算額 500,000千円)	府内市町村	府子ども総合計画の目標達成に資するもので、府が定めるモデルメニュー(37事業)の趣旨に適合する事業を実施する市町村に対して交付金を交付。1事業あたり500万円。 子どもの貧困に対する取組 学習等支援事業 居場所づくり事業	大阪府 福祉部子ども室子育て支援課推進グループ TEL 06-6944-7108
子ども輝く未来基金事業 (R3年度予算額 67,864千円)	(1)子どもの教育に関する事業 府内の子ども食堂を利用する子ども (2)子どもの体験に関する事業 府内の子ども食堂を利用する子ども及びひとり親家庭の子ども (3)子どもの生活支援に関する事業 児童養護施設等で暮らす子ども ひとり親家庭の子ども	(1)子どもの教育に関する事業 子ども食堂における計算ドリルや問題集、知育玩具などの購入費の支援 (2)子どもの体験に関する事業 子ども食堂や母子・父子福祉団体を通じて、各種体験活動の参加にかかる交通費や保険料等の支援 (3)子どもの生活支援に関する事業 プライベートカードの支給等 自転車・学習用品・スポーツ用品等の支給	大阪府 福祉部子ども室子育て支援課推進グループ TEL 06-6944-7108
都島区小学生サポート事業 (R3年度予算額 7,324千円)	団体(任意・法人を問わない)への業務委託	経済面や家庭環境に課題を抱える小学生をサポートするため、学習支援・悩み相談を行う居場所を区内9地域に開設する。公募型プロポーザルにより選定された事業者への委託により実施。	大阪市 都島区役所保健福祉課(こども教育) TEL 06-6882-9944
こども食堂支援事業補助金 (R3年度予算額 1,300千円)	未開設小学校区で新たにこども食堂を実施する団体他(3年以内)	こども食堂事業補助 【補助対象経費】こども食堂の実施に必要な経費(人件費・食材費は除く) 【補助額】補助対象経費の1/2(上限30万円)	大阪市 西成区役所保健福祉課(子育て支援) TEL 06-6659-9824
地域活動協議会補助金 (R3年度予算額 41,796千円) ただし、「子供の居場所」づくりに限定してない区役所予算も含む。	地域活動協議会(地域住民の組織、ボランティア団体、NPO、企業など地域のまちづくりに関する様々な市民活動団体)	地域活動協議会が、防犯・防災、子ども・青少年、福祉、健康、環境、文化・スポーツなど様々な分野において行われる市民活動に要する経費に対し補助する。 ・活動費補助金 市民活動に要する経費等に対する補助金 ・運営費補助金 会議の開催、会計処理その他の運営に必要な物件費及び人件費等に対する補助金 ・その他区長が必要と認める経費について補助 それぞれの補助率等については各区役所の要綱による。 地域活動協議会の市民活動に対する補助であるが、「子供の居場所」づくりも対象に含まれる。	大阪市 港区役所協働まちづくり推進課(市民活動推進) TEL 06-6576-9884 西淀川区役所地域支援課(地域支援) TEL 06-6478-9734 東淀川区役所地域課(地域担当) TEL 06-4809-9825 住之江区役所協働まちづくり課 TEL 06-6682-9734 東住吉区役所区民企画課 TEL 06-4399-9734

<p>市民活動推進助成事業 (R3年度予算額 7,072千円(うち区政推進基金6,370千円)) 補助金については、区政推進基金を活用</p>	<p>下記のいずれにも該当する団体 (1)特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、またはボランティアグループ等の法人格を有しない非営利活動団体(以下「任意団体」という。)であること。 (2)大阪市内に事務所を有し、大阪市内で活動を行っていること。 (3)継続して1年以上の活動実績があること。ただし、特定非営利活動法人がその設立の認証を受けた日の前に任意団体として同種の活動を行っていた場合は、当該任意団体としての活動期間を含めることができる。 (4)大阪市市民活動総合ポータルサイトに利用登録し、直近年度の事業報告書、収支計算書を公表していること。</p>	<p>市民活動団体による活動が活発に展開される環境づくりの一環として、市民、企業からの寄附金(区政推進基金(市民活動団体支援型))を活用し市民活動団体が行う公益性の高い事業に対し助成している。助成対象事業は、大阪市の地域課題・社会課題の解決を目的とする公益的な事業計画を募集し、外部有識者で構成される運営会議の意見を聴取のうえ、選定する。選定された助成対象事業については、事業報告会において外部有識者から助言を得るなど、市民活動団体が自立的・継続的なものとなるよう支援する。</p> <p>市民活動推進助成事業補助金(上限100万円)補助率:別途定める対象事業費総額の50%以内、千円未満切り捨て 同一団体が実施する同一事業に対する補助金交付は毎年審査を要し、最長3年までとする。</p> <p>市民活動団体が行う公益性の高い事業に対する助成であるが、「子供の居場所」づくりも対象に含まれる。</p>	<p>大阪市 市民局区政支援室地域力担当(地域連携グループ) TEL 06-6208-7344</p>
<p>子ども食堂学習支援事業 (R3年度予算額 420千円)</p>	<p>子ども食堂運営者 子ども食堂で実施する学習支援・生活習慣指導を行う講師、ボランティア等</p>	<p>貧困世帯などの子どもに食や居場所の提供を行っている子ども食堂への支援を通じて、子どもの学習・生活習慣の改善をめざす。</p> <p>子ども食堂における学習支援・生活習慣指導のための教材等の配布 子ども食堂で実施する学習支援・生活習慣指導を行う講師、ボランティア等に対する報酬および交通費(ボランティア 1,000円/回、子ども食堂の運営支援に関する講習会等の講師 6,200円/回、交通費 460円/回を上限とする実費)</p>	<p>大阪市 旭区役所保健福祉課 保健・子育て支援担当 TEL 06-6957-9176</p>
<p>子ども支援ネットワーク事業 (R3年度予算額 9,485千円)</p>	<p>大阪市社会福祉協議会</p>	<p>地域で子どもの貧困などの課題解決に取り組むNPO法人や団体等(以下「活動団体」という。)や、活動団体を支援する意向のある企業等、大阪市社会福祉協議会、社会福祉施設等が参加するネットワークを構築するため、ネットワークの事務局を担う大阪市社会福祉協議会に対し、その経費の一部を補助する。また、子ども食堂等の市民ボランティアや利用者の傷害保険、利用者や借用施設の損害に対する賠償保険料を全額補助する。</p> <p>【対象経費】 ネットワークにおいて、活動団体等の情報の発信、情報共有のための連絡会、企業等からの提供物資の仲介、ボランティア活動の仲介、保険料等</p> <p>【補助率】 保険料以外 1/2補助 保険料 10/10補助</p>	<p>大阪市 子ども青少年局企画課 TEL 06-6208-8153</p>
<p>さかい子ども食堂ネットワーク形成支援事業 (R3年度予算額 24,486千円)</p>	<p>堺市内で子どもを対象として食事を提供する居場所を開設している団体等</p>	<p>子ども食堂運営団体のネットワークを形成し、以下の支援を行う。 ・ネットワークHPによる子ども食堂の場所や実施日等の情報発信 ・交流会議等による参画団体間の情報共有 ・食品衛生や子どもとの関わり方等の従事者向け研修の実施 ・食材寄付やボランティア等の仲介 ・課題を抱える子どもへの個別支援</p>	<p>堺市 子ども青少年局子ども企画課 TEL 072-228-7104</p>
<p>堺市子ども食堂開設支援補助金 (R3年度予算額 2,000千円)</p>	<p>堺市内で子どもを対象として食事を提供する居場所を開設している団体等を新たに開設する団体等</p>	<p>子ども食堂を新たに開設する団体に対して、開設に要する経費を補助する。1か所あたり上限20万円。ただし、子ども食堂がない地域への開設を促すため、交付対象を原則、既に補助金の交付決定を受けて子ども食堂を実施(実施予定も含む)している小学校区を除く地域とする。</p>	<p>堺市 子ども青少年局子ども企画課 TEL 072-228-7104</p>

<p>市民公益活動推進助成金(とよなか夢基金助成) (R3年度予算額 4,500千円)</p>	<p>市内で活動する市民公益活動団体</p>	<p>初動支援コース 市民公益活動を始めようとする団体(市民公益活動に取り組んでおおむね3年以内)の事業を対象に助成対象経費の3/4(上限10万円)を助成 自主事業コース 市民公益活動に取り組んでおおむね1年以上の団体の事業を対象に助成対象経費の1/2(上限50万円)を助成 新型コロナ対策支援事業 コロナ禍の影響で、地域で生じた課題に対応するために市民公益活動団体が行う事業を対象に助成対象経費の3/4(上限25万円)を助成 子どもの居場所だけではなくあらゆる分野の市民公益活動が対象</p>	<p>豊中市 市民協働部コミュニティ政策課市民活動係 TEL 06-6858-2041 https://www.city.toyonaka.osaka.jp/machi/npo/kikin/index.html</p>
<p>池田市子ども食堂開設支援補助金 (R3年度予算額 1,400千円)</p>	<p>市内で子ども食堂を開設予定又は開設済の団体</p>	<p>子どもの居場所づくりを目的に、子ども食堂を開設し、運営に取り組む団体に対し、費用の一部を補助する。 開設経費 上限15万円 運営経費 上限15万円 居場所づくりに要する経費 上限5万円 新型コロナウイルス感染拡大防止に要する経費 上限5万円</p>	<p>池田市 子ども・健康部子ども・若者政策課 TEL 072-754-7004</p>
<p>吹田市子供食堂開設事業補助金 (R3年度予算額 1,600千円)</p>	<p>市内で子供食堂を開設する団体で、以下の要件を全て満たす者。 1 組織及び運営等に関する事項を会則、規約により定める団体であること 2 食事の提供は、無料又は低額な料金で行うこと 3 食事の提供は、毎月1回以上行うこと 4 子供食堂の運営は、開設から1年以上継続すること</p>	<p>市内で子供食堂を新たに開設する団体に対して、開設費用の補助を行う。(既設団体でも1回まで申請可) 補助金の額は、補助対象経費の総額とし、1団体につき最大20万円までとする。</p>	<p>吹田市 子育て政策室計画担当 TEL 06-6384-1491</p>
<p>泉大津市子ども夢づくり(子どもの居場所づくり)事業費補助金 (R3年度予算額 1,240千円)</p>	<p>学習支援や食事提供など、子どもの居場所を継続して提供することができる人 ただし、営利目的 宗教・政治的宣伝意図 公序良俗に反する 暴力団員との関係を有する等の行為を行う人は対象外</p>	<p>事業開始経費 10万円(初年度のみ) 運営費 24万円(年額)</p>	<p>泉大津市 健康子ども部子育て応援課 TEL 0725-33-1131</p>
<p>子ども食堂運営支援事業 (R3年度予算額 1,680千円)</p>	<p>高槻市内で子ども食堂を実施する団体</p>	<p>高槻市内で子ども食堂を継続的におおむね月1回以上、年10回以上実施する子ども食堂運営主体に対して、1回7千円、月4回を限度に補助金を交付する。</p>	<p>高槻市 子ども未来部子ども育成課 TEL 072-674-7174</p>
<p>貝塚市子ども食堂支援補助金 (R3年度予算額 200千円)</p>	<p>貝塚市内で活動を行っている規定の要件を満たす団体で食事の提供を通じて子どもや保護者の居場所づくりの活動を行うもの。</p>	<p>子ども食堂の運営に充当するために、毎年予算に定める範囲内で市長が定める額を支援補助金として交付。1団体につき年間2万円を上限とする。</p>	<p>貝塚市 健康子ども部子ども福祉課 TEL 072-433-7023</p>
<p>子どもの居場所づくり推進事業 (R3年度予算額 4,038千円)</p>	<p>地域団体、NPO団体等で、家で1人で食事をとる、夜遅くまで1人で過ごすといった環境にある子どもたちに、食事の提供等を行うもの。</p>	<p>地域団体、NPO団体等が実施する子ども食堂を支援する。 (1)運営経費 1回20食以上食事を提供する団体へ1回000円食材費等の補助(3,045千円) 1回20食未満食事を提供する団体へ1回5,500円食材費等の補助(193千円) (2)初期経費 新規団体が子ども食堂を実施する場合にその初期経費備品購入・施設改修に上限100千円を補助(800千円)</p>	<p>枚方市 子どもの育ち見守りセンター TEL 050-7102-3230</p>

子ども食堂弁当配付等事業費 (R3年度予算額 3,105千円)	地域団体、NPO団体等が実施する子ども食堂で、新型コロナウイルス感染拡大防止のため密集を避け、感染予防・衛生管理の徹底を図り、手づくり弁当の手渡しなどにより、食事の提供を行うもの。	地域団体、NPO団体等が実施する子ども食堂が、新型コロナウイルス感染拡大防止のため密集を避け、感染予防・衛生管理の徹底を図り、手づくり弁当の手渡しを行うに際し、必要な経費(弁当用容器、消毒関係用品、マスク、フェースシールド、体温計等)を支援する。中学生以下の子どもたちへ、手づくり弁当の手渡しなどにより食事を提供する子ども食堂に対して、4月から9月末まで、1食あたり上限500円を補助する。	枚方市 子どもの育ち見守りセンター TEL 050-7102-3230
茨木市子ども食堂報償金 (R3年度予算額 653千円)	茨木市内の子ども食堂運営団体	子どもの食事及び子どもが安心して過ごせる居場所の提供を促進し、子どもが抱える悩み、家庭環境等の問題を早期に発見することを目的とし、報償金を交付する。 【補助額】 (1)運営事業2000円に子ども食堂の開催回数に乗じて得た額(1年度96回上限) (2)食品衛生責任者養成講習会の受講料に相当する額に講習会受講回数(1年度1回上限)に乗じて得た額	茨木市 子ども政策課子ども・若者支援グループ担当 TEL 072-620-1625
ユースプラザ事業 (R3年度当初予算 63,075千円)	おおむね39歳までの市民	子どもの生きづらさを早期に解消するため、社会経験、交流、自学自習の場を提供し、相談機能を備えた居場所事業を委託により実施	茨木市 子ども育成部子ども政策課 TEL 072-620-1625
子どもの居場所づくり事業補助金 (R3年度予算額 3,550千円)	八尾市内で子どもの居場所づくりを行う団体 団体に関する要件あり。	子どもたちが気軽に立ち寄り、自由に過ごし、安全に活動できる居場所づくりを行う取り組みに対して補助金を交付する。 運営経費補助 上限25万円 初期経費補助 上限10万円(初年度に限り1回のみ)	八尾市 子ども若者部子ども若者政策課 TEL 072-924-3988
子どもの未来応援事業(子どもの居場所づくり事業) (R3年度予算額 4,950千円)	泉佐野市民	ひとり親世帯や生活保護受給世帯等の生活困窮世帯、親の都合でネグレクト傾向にある子どもの基本的な生活習慣の習得を支援するため、食事提供や学習支援を行う子どもの居場所を提供する。大阪府新子育て支援交付金(補助率10/10、上限500万円)	泉佐野市 子ども部子育て支援課 TEL 072-463-1212 (内線2384)
子ども食堂運営支援事業 (R3年度予算額 2,175千円)	営利を目的とせず、1年以上継続して子ども食堂を運営し、本市内で子どもの支援に資する活動等を行う団体	子ども食堂の運営に必要な設備等経費に要した額(20万円を上限、一回限り) 運営経費から補助対象事業に係る収入額を控除して得た額又は一食当たり250円に総食数を乗じた額のいずれか低い方の額(予算の範囲内)	富田林市 子ども未来室 TEL 0721-25-1000 (内線283)
寝屋川市子ども食堂支援事業補助金 (R3年度予算額 1,156千円)	寝屋川市内で、子ども食堂事業を行う団体。 (補助金交付にあたり申請団体の補助要件審査あり)	寝屋川市内にて、子ども食堂を運営している団体に補助金を交付する。 (1)開設経費...100,000円 1団体につき、初めて交付決定を受けた初年度に限り交付。 (2)運営経費...7,000円 1開催にあたり7,000円(1週間に1回を上限に補助)。	寝屋川市 子ども部子どもを守る課 TEL 072-838-0134
ファーストステップトライアル事業 (R3年度予算額 100千円)	NPO又は任意団体	NPO等と協働し、ひきこもりやニートの若者を対象に、居場所づくりとしての生涯学習講座や農業体験などの取り組みを通じて、社会参加に向けたきっかけづくりを行う。 居場所事業報償費 1団体 100,000円	河内長野市 地域教育推進課青少年育成係 TEL 0721-54-0005(直通)

夢の実支援金(みのお市民活動支援金) (R3年度予算額 2,500千円)	市内で活動する非営利公益市民活動団体	地域課題に取り組み、市民の福祉の向上を目指す活動を支援する(活動分野は問わない)。 (ア)立上げ応援！コース ……上限10万円 (イ)発展応援！コース ……上限80万円 (ウ)自治会活動応援コース…上限2万円 (ア)、(イ)は支援対象経費の75%が上限)	箕面市 人権文化部生涯学習・市民活動室 TEL 072-724-6729
社会的居場所づくり事業補助金 (R3年度予算額 1,050千円)	子ども、若者、高齢者、障がい者等、居場所を必要とする者を受け入れる事業を行う団体・グループ。	柏原市内で実施されるもので、営利を目的とせず、広く居場所を必要とする者を受け入れる社会的居場所を提供する事業を行う費用を補助。補助金額は1団体につき、補助対象経費のうち初期経費に1/2を乗じた金額(1,000円未満切捨て、上限額10万円)と運営経費に1/2を乗じた金額(1,000円未満切捨て、上限額10万円)との合計額。「食事の調理と提供」、「学習支援」、「日常・社会生活自立訓練」のいずれかを実施する場合は1日あたり5,000円を、「食事の調理と提供」に加え、他の事業のいずれかまたは全てを行う場合は1日あたり7,500円を上限額に加算。(最大20日分)	柏原市 福祉子ども部福祉総務課 TEL 072-972-1507
羽曳野市子どもの居場所づくり事業補助金 (R3年度予算額 1,610千円)	生活に困窮している家庭の子ども等に対し、生活相談、学習支援等を実施する地域の団体	生活相談、学習支援等の子どもの居場所づくり活動を実施する地域団体に対し、要綱に基づき予算の範囲内において補助金を交付する。(上限額23万円/1団体)	羽曳野市 市長公室子ども未来室家庭支援課家庭児童相談担当 TEL 072-947-3837
食の提供を伴う子どもの居場所づくり補助金 (R3年度予算額 5,040千円)	補助金の交付決定を受けた団体	補助金の交付決定を受けた団体に対し、団体が実施場所において製造、加工、調理、盛付等を行う場合には1回あたり7,000円、製造、加工、調理された食品により、軽食程度の食事の提供を行う場合には1回あたり3,000円の補助を行うもの。ただし、年48回が上限。	東大阪市 子どもすこやか部子育て支援室子ども家庭課 TEL 06-4309-3194
四條畷市福祉基金助成金 (R3年度予算額 2,000千円)	市内にその活動拠点を有し、又は市内で活動の主要部分を行っている福祉活動の実績のある法人その他の団体	(1)地域福祉活動の振興に寄与する事業 (2)市民の福祉意識の向上に寄与する事業 (3)在宅要援護者又は社会福祉施設入所者の福祉の向上に寄与する事業 (1団体に上限30万円) 「子供の居場所」づくりに限定したものではなく、福祉活動に寄与する事業が対象。	四條畷市 健康福祉部福祉政策課 TEL 072-877-2121
交野市子どもの居場所づくり推進事業補助金 (R3年度予算額 3,000千円)	市内に主な活動拠点を有する団体・グループ	子どもの居場所づくり推進事業に対して費用の一部を補助する。 初期経費 上限10万円 運営経費 基本額10万円+実施日により加算 上限25万円	交野市 健やか部子育て支援課 TEL 072-893-6406
大阪狭山市子どもの居場所づくり推進事業費補助金 (R3年度予算額 1,300千円)	大阪狭山市内に活動拠点を有し、地域活動又は児童の支援に資する福祉活動等を実践している5人以上の個人で構成される団体	相談支援や交流の場を提供することにより、子どもたちが気軽に立ち寄り、自由に過ごし、安全に活動できる居場所づくりを市内で行う事業を支援する。 年間25日以上実施…上限150千円 年間50日以上実施…上限300千円 年間100日以上実施…上限500千円	大阪狭山市 教育委員会事務局 教育部社会教育グループ TEL 072-349-9487
島本町子どもの居場所づくり(子ども食堂)支援事業補助金 (R3年度予算額 950千円)	島本町内で子ども食堂を開設している、または開設予定の者	開設補助(上限15万円) 運営補助(上限10万円)	島本町 健康福祉部福祉推進課 TEL 075-961-5151 (内線121)

<p>能勢町居場所づくり事業 (R3年度予算額 750千円)</p>	<p>子ども、若者、高齢者、障がい者等、町内在住の方で、地域コミュニティーの中で自身の居場所の確保を求める方。</p>	<p>本事業は、次の内容を並行して行うもの。 子どもの居場所づくり 主に学校外で居場所のない子どもの居場所づくりに資するために、町内の社会福祉施設、NPO法人等で自学自習空間等を開放し、必要に応じ食事等支援を行うもの。 地域の居場所(サロン)づくり 地域コミュニティーの維持・強化を目的に世代、性別、障がいの有無等に関わらず誰もが安心して過ごせる地域の居場所(サロン)づくりを行うもの。 実施施設(実施者)への負担金は、次の通り交付する。 各実施施設(実施者)に均等に交付(5万円) 開設時間に比例して交付 平日 開設1時間につき150円 休日 開設1時間につき300円 と の合計額を交付する(上限20万円)</p>	<p>能勢町 福祉部福祉課 TEL 072-731-2150</p>
<p>忠岡町子ども食堂開設運営費補助金 (R3年度予算額 270千円)</p>	<p>子ども食堂</p>	<p>子どもの健やかな成長の促進及び居場所づくりの推進を図るため、町内で子ども食堂を開設及び運営団体に対し、補助金を交付する。 【補助金額について】 開設に要する経費(初年度のみ) 設備等経費に要した額(3万円を上限とする) 運営に要する経費 運営経費から補助対象事業にかかる収入額を控除して得た額(1回当たり1万円、年間12万円を上限とする)</p>	<p>忠岡町 健康福祉部健康こども課児童係 TEL 0725-22-1122</p>
<p>住民提案協働事業補助金 (R3年度予算額 756千円)</p>	<p>子ども食堂を支援する会</p>	<p>住民活動団体から協働事業に関する提案を募集し、審査のうえ、採択された事業に補助金を交付。 (上限は町長が定める額、対象経費の10/10以内)</p>	<p>熊取町 健康福祉部子育て支援課 TEL 072-452-6814</p>

<兵庫県>

施策名・予算額	支援対象(支援を受けられる方)	支援の概要(趣旨、補助率等)	担当課・連絡先(詳細はこちらへ)
「子ども食堂」応援プロジェクト (R3年度予算額 3,500千円)	兵庫県内で「子ども食堂」を開設しようとする団体	(1)補助金額 1団体あたり上限23万円 (2)補助内容 「子ども食堂」立上げに必要な経費(調理器具、家具及び食器購入費等)	兵庫県 健康福祉部社会福祉局地域福祉課 TEL 078-362-3183
神戸市子どもの居場所づくり事業 (R3年度予算額 37,604千円)	地域団体、NPO法人、社会福祉法人等	放課後等に食事や学習、団らんなどを通して安心して過ごせる居場所づくりを行う地域団体等に対して、次の事業に必要な補助金を交付。(上限140万円) 食事を提供する事業を含む居場所づくり 学習支援事業を含む居場所づくり	神戸市 こども家庭局こども青少年課 TEL 078-322-6399 https://www.city.kobe.lg.jp/a64411/kosodate/c/hiiki/ibasho.html
神戸市ひとり親家庭の交流の場となる拠点づくり事業 (R3年度予算額 9,000千円)	地域団体等	ひとり親家庭が交流する拠点を運営する地域団体等に対して、次の事業に必要な補助金を交付。(上限450万円) ひとり親家庭の交流の場(必須) ひとり親家庭の相談事業(必須) ひとり親家庭の親を対象とした無料の学習支援 ひとり親家庭のための食品の無料配布	神戸市 こども家庭局家庭支援課 TEL 078-322-0249 https://www.city.kobe.lg.jp/a86732/kosodate/s/hien/family/kouryuunoba.html
こどもの居場所づくり事業 (R3年度予算額 19,000千円)	明石市内で「こども食堂」を開設、運営しようとする団体 (あかしこども財団を通じて補助)	(1)補助金額 上限130万円(一般) 補助金額 上限75万円(飲食店) (2)補助内容 「こども食堂」開設、運営に必要な経費	明石市 こども局子育て支援室子育て支援課 TEL 078-918-5597
あかしこども応援助成金 (R3年度予算額 2,600千円)	明石市内で、放課後等に子どもたちが安心して学習できる居場所づくりを行っている団体 (あかしこども財団を通じて補助)	1.地域学習支援トライコース 助成金額 上限40万円 勉強を苦手とする子供たちへの学習指導(少人数制) 2.地域学習支援サポートコース 助成金額 上限20万円 放課後等に子どもたちが安心して学習できる居場所づくり、学習指導等	明石市 こども局子育て支援室子育て支援課 TEL 078-918-5597
西宮市子ども食堂運営支援事業補助金 (R3年度予算額 新型コロナウイルス感染症対策 子どもの食サポート事業補助金と合わせて3,000千円)	西宮市内で子ども食堂を開設する団体	学習支援、地域との交流及び家庭事情等により支援が必要な子供たちを含む地域の子供たちの居場所づくりを促進するため、子ども食堂が実施する事業にかかる経費の一部を補助する。 (1) 食事を提供する事業に要する経費とし、1回実施につき1万円を加算し、年度で15万円を上限とする。 (2) 学習支援、地域との交流及び子供の居場所づくりに要する経費とし、1回実施につき5千円を加算し、年度で5万円を上限とする。	西宮市 政策総務課 TEL 0798-35-3431
新型コロナウイルス感染症対策 子どもの食サポート事業補助金 (R3年度予算額 西宮市子ども食堂運営支援事業補助金と 合わせて3,000千円)	西宮市内で子ども食堂を開設する団体	家庭事情等により支援が必要な子どもたちに対し、子ども食堂が昼食(弁当)等を無償提供する場合に経費の一部を補助する。 ・実施1回につき2万円とする。但し、1回につき10食以上を提供するものとする。 ・補助金額の上限は月額20万円とする。	西宮市 政策総務課 TEL 0798-35-3431

こどもの居場所における学習教室実施事業 (R3年度予算額 375千円)	伊丹市内でこどもの居場所を実施する地域団体	地域団体が市内でこどもの居場所と併せて学習教室を実施する場合に、市が学生ボランティアを派遣し、それに要する経費(ボランティア謝礼・ボランティア活動保険掛け金)を全額負担する。(H29年度6月補正予算より事業開始)	伊丹市 健康福祉部生活支援室自立相談課 TEL 072-780-4344
子ども食堂開設・運営補助金 (R3年度予算額 800千円)	子ども食堂を開設する団体	子ども食堂の開設及び運営に係る費用について補助を行う。 設備整備費 対象経費:子ども食堂の開設に必要な消耗品費、備品購入費等 補助率 以下のいずれか低い額 ア 対象経費に係る実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額 イ 200,000円(子ども食堂を月に2回以上開設する団体に限る。) ウ 100,000円(子ども食堂を月に1回開設する団体に限る。) 運営費 対象経費:食材費、事業従事者の保険料その他市長が必要と認める経費 補助率 1月当たり以下のいずれか低い額 ア 対象経費に係る実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額 イ 10,000円(子ども食堂を月に2回以上開設する団体に限る。) ウ 5,000円(子ども食堂を月に1回開設する団体に限る。)	豊岡市 社会福祉課こども未来応援係 TEL 0796-21-9038
赤穂市子どもの居場所づくり推進事業(独自財源) (R3年度予算額 825千円)	子ども食堂や学習支援を行う民間の団体	困窮を抱えた世帯やひとり親世帯等の子どもを対象とした食事の提供や学習支援等の居場所づくりを行う団体に対し、運営費を補助 ・子ども食堂 月2回以上(年額15万円) 月1回以上(年額7万5千円) ・学習支援 週1回以上(年額15万円)	赤穂市 健康福祉部子育て支援課 TEL 0791-43-6808
子どもの食の応援事業補助金 (R3年度予算額 2,900千円)	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯を対象に、食事の提供や居場所づくりを行う民間の団体等	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯を対象に、食事の提供や居場所づくりを行う民間の団体等に次のとおり補助金を交付する。 (1)食事を配布または宅配により、子どもやその保護者に提供する事業:1事業所等あたり上限50万円 (2)(1)に加えて、子どもたちに安心安全な居場所や、楽しく遊ぶ機会を提供する事業:1事業所等あたり上限70万円	丹波篠山市 保健福祉部社会福祉課児童福祉係 TEL 079-552-7101
こども食堂応援事業補助金 (R3年度予算額 1,000千円)	淡路市内で新たにこども食堂を開設する団体 淡路市内でこども食堂を運営する団体	(1)補助金額 1団体あたり上限10万円 (2)補助内容「子ども食堂」立上げに必要な経費 (1)補助金額 上限 4,000円×活動月 (2)補助内容「子ども食堂」の運営に必要な経費	淡路市 健康福祉部子育て応援課 TEL 0799-64-2134

<奈良県>

施策名・予算額	支援対象(支援を受けられる方)	支援の概要(趣旨、補助率等)	担当課・連絡先(詳細はこちらへ)
こども食堂等による地域づくり推進事業 (R3年度予算額 600千円)	奈良こども食堂ネットワークに参画した「こども食堂」 (詳細検討中)	地域の多様な人の参画によるこども支援活動として定着するよう、地域ネットワークを活用した「こども食堂」活動の立ち上げに対する経費を補助する(こども向け食イベント等) (詳細検討中)	奈良県 こども家庭課 TEL 0742-27-8678
御所市子ども食堂応援補助金(詳細検討中) (R3年度予算額 1,200千円)	市内で子ども食堂を実施する団体	市内で子ども食堂を実施している団体に必要な補助を行う。子ども食堂の実施回数はおおむね月1回以上で、1回あたりおおむね10食以上の提供を行う団体を対象とする。 (運営経費)子ども食堂の食材費、消耗品費、講師謝金、施設使用料等に対する補助 運営経費から収入額を控除して得た額又は1食当たり250円に総食数を乗じた額のいずれか少ない方の額(1団体あたり上限30万円) (活動加算)多世代交流、学習会に関する費用(1団体あたり上限10万円)	御所市 子育て推進課 TEL 0745-44-3494
宇陀市こども食堂運営支援事業 (R3年度予算額 360千円)	市内で「こども食堂」を開設し、継続的に運営していく団体	子ども等の状況の把握や食事の提供、学習・生活指導等を通じた見守り活動に係る経費を実施団体へ補助することにより、地域における子どもの見守り体制の強化に向けた持続可能な事業とする。 補助対象事業 ・概ね月1回程度定期的に実施し継続実施する予定であること。 ・こどもに定額で食事を提供すること。 ・単なる食事の提供だけでなく、しつけや食育、学習支援を行い、こどもが社会性を学び安心して過ごす「居場所」の機能を有すること。 補助限度額(1団体あたり) ・年間120千円(200円×50食×12ヶ月)×3団体	宇陀市 こども未来課 TEL 0745-82-2236
子どもの学習支援事業 (R3年度予算額 300千円)	公益法人、一般法人、NPO又は任意団体で、子供の貧困対策のための事業を行うもの	学習支援を行うことで教育の均等を図る子どもに対する居場所づくり委託額(年額) 30万円	宇陀市 厚生保護課 TEL 0745-82-2221
子ども食堂事業補助金 (R3年度予算額 120千円)	子どもが安心できる地域の居場所づくりや、保護者の子育て支援を目的に町内で「子ども食堂」を実施している団体	地域で安心して過ごすことのできる居場所としての「子ども食堂」の新規開設や活動促進を図ることを目的として、子ども食堂事業を実施する団体に対し補助する。(補助金額)5,000円/月×実施月数(年額上限60,000円)	斑鳩町 子育て支援課子ども家庭支援係 TEL 0745-75-1152

<和歌山県>

施策名・予算額	支援対象(支援を受けられる方)	支援の概要(趣旨、補助率等)	担当課・連絡先(詳細はこちらへ)
和歌山県子供食堂支援 (R3年度予算額 2,520千円)	食事の提供等により子供の居場所づくりを行う団体	補助対象経費 子供食堂新規開設に係る設備改修・購入費 学習支援、多様な世代交流に要する備品等の購入費 食品衛生責任者養成講習会の受講費 補助率:1/2 上限額 事業開始補助:20万円(1回限り) 事業運営補助:10万円(1回限り) 食品衛生責任者養成講習補助:1万2千円(1回限り/2名まで)	和歌山県 子ども未来課家庭福祉班 TEL 073-441-2493
和歌山市子供食堂支援 (R3年度予算額 0千円)	食事の提供等により子供の居場所づくりを行う団体	調理施設を有する市の公共施設の使用料を全額免除する。	和歌山市 子育て支援課 TEL 073-435-1329 Email kosodate@city.wakayama.lg.jp
橋本こども食堂実施団体認定制度(H29年7月～) (R3年度予算額 0千円)	市内でこども食堂を実施する団体	こども食堂実施団体に対し、その活動を支援する。 公共施設の使用料免除	橋本市 健康福祉部家庭教育支援室 TEL 0736-33-2129
橋本こども食堂支援補助金(H31年4月～) (R3年度予算額 746千円)	上記認定を受けた橋本こども食堂実施団体	こども食堂実施団体に対し、経費の一部を補助する。 こども食堂実施に係る 設備備品費 運営経費 学習支援・多様な世代交流に要する経費 について補助する。 は設備備品費の総額の1/2又は20万円のいずれか低い額 は消耗品費 上限1万円/年、保険料1,500円/回、食品衛生に係る受講料1万2千円/年 は参考書等購入費の総額の1/2又は10万円のいずれか低い額	橋本市 健康福祉部家庭教育支援室 TEL 0736-33-2129
紀美野町こども食堂支援事業 (R3年度予算額 72千円(事業運営経費のみ))	食事の提供等により子供の居場所づくりを行う団体	【開設準備経費】 補助対象経費:補助事業開始にあたり必要な設備・備品購入費及び設備改修費 補助率:1/2 上限額:1か所あたり200千円 【事業運営経費】 補助対象経費:補助事業運営にあたり必要な会場借上料、光熱水費及び保険代等 補助率:10/10 上限額:開催1回あたり6千円	紀美野町 保健福祉課 TEL 073-489-9960
湯浅町補助金(湯浅町母子福祉連合会活動費) (R3年度予算額 345千円)	母子福祉連合会	子ども食堂を運営している母子福祉連合会の活動に必要な経費を交付している。	湯浅町 健康推進課 TEL 0737-65-3006